

昭和音楽大学大学院規則

第1章 総 則

(設 置)

第1条 昭和音楽大学学則第6条の規定に基づき、昭和音楽大学大学院（以下「本大学院」という。）規則を定める。

(目 的)

第2条 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、音楽専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科及び専攻ごとに定め公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

第2章 組 織

(課 程)

第5条 本大学院における課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	修 士 課 程	博士後期課程
	専 攻 名	専 攻 名
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	音楽芸術専攻
	音楽芸術運営専攻	

2 博士後期課程音楽芸術専攻においては、音楽芸術表現領域及び音楽芸術運営領域を研究領域とする。

(収容定員)

第7条 各専攻学生の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽芸術 表現専攻	35	70	音楽芸術 専攻	4	12
	音楽芸術 運営専攻	6	12			
	計	41	82	計	4	12

(研究科委員会)

第8条 研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

(教員組織)

第9条 研究科には研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科にその授業又は研究指導を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教を置く。

第3章 教育課程及び履修方法

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 日本音楽療法学会認定音楽療法士資格に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第11条 学生は、毎学年度の当初に、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画書を所定の期日までに届出なければならない。

2 博士後期課程の学生は、毎年度末に研究進捗状況報告書を所定の期日までに届出なければならない。ただし、3年次以上の学生で学位審査に合格した年次には提出を要さないこととする。

3 学生は、第1項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第12条 本大学院が教育上有益と認めるとき、別に定める規定により、学生が他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、次条に定める既修得単位と合わせて20単位を超えない範囲で行う。

第12条の2 本大学院が教育上有益と認めるとき、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 本大学院が教育上有益と認めるとき、他の大学院を修了または中途退学し、新たに本大学院の第1年次に入学者の他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後、本大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、前条に定める他の大学院等における修得単位と併せて20単位を超えない範囲で行う。

3 その他必要な事項については、別に定める。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

2 評価と評価基準は、次のとおりとする。

評価	評価基準
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
F	59点～ 0点

3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

- 4 グレードポイントアベレージ(G P A)は、前項の評価のうち、Sはグレードポイント(G P)を4、Aは3、Bは2、Cは1、Fは0とし、各科目の評価にその科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の合計単位数で除した数値で算出する。算出方法の詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第15条2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(修業年限及び在学年限)

第16条 修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

- 2 修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

第4章 課程の修了要件及び試験

(課程の修了要件)

第17条 課程の修了要件は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 修士課程音楽芸術表現専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、実技修了試験に合格し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士研究（以下「修士論文等」という。）の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 修士課程音楽芸術運営専攻の修了要件は、本課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (3) 博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術表現領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究演奏または研究作品及び博士論文（以下「博士論文等」という。）の審査並びに試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (4) 博士後期課程音楽芸術専攻音楽芸術運営領域の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (5) 第1号及び第2号ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の当該博士後期課程の在学期間に関しては、修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。
- (6) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、博士後期課程に入学した者の修了要件は、3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(在学期間の短縮)

第17条の2 第13条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で第16

条第1頁に定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(課程修了の認定)

第18条 課程修了の認定は、前条に定める修了要件を充足する者に対して行う。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

2 課程の修了は、学長が認定する。

(審査及び試験)

第19条 第17条に定める審査及び試験については、その専攻の教授及び関連科目担当の中から2名以上を審査員として審査を行い、その成績の報告に基づいて合格、不合格を学長が決定する。ただし、必要に応じて学長が認めた者を審査員に加えることができる。

(修士論文)

第20条 修士論文等は、1年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出できない。

2 前項の修士論文等の審査を受けようとする者は、研究科長が指定する期日までに修士論文等の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(博士論文)

第21条 博士論文は、2年以上在学し課程を修了する見込みのある者でなければ提出できない。ただし、優れた業績を上げた者と学長が認めた者の在学要件に関しては、第16条第3号から第6号までの各号ただし書きに規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 前項の博士論文の審査を受けようとする者は、研究科長が指定する期日までに博士論文の題目を、その専攻の教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(教育職員免許状)

第22条 本大学院の研究科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	取得できる教育職員免許状の種類
音楽研究科 (修士課程)	音楽芸術表現専攻	高等学校教諭専修免許状(教科・音楽)
	音楽芸術運営専攻	中学校教諭専修免許状(教科・音楽)

第5章 学 位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本大学院の博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文等を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関する規則は、別に定める。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

第25条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、所定の書類に別に定められた入学検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。

(入学の許可)

第27条 入学を許可される者は、所定の選抜試験に合格した者に限る。

2 選抜試験については、別に定める。

3 本大学院で行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本大学院の指定する書類を提出しなければならない。

4 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第28条 入学を許可された者は、連帯保証人1名を定め、本大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

2 連帯保証人は、学生が在学中に本学に対し負担する次の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で連帯保証するものとする。

(1) 学費および学費にかかる遅延損害金

(2) 学内施設・備品、楽器、図書などに損害を与えた場合の損害賠償金

(3) その他在学中に学生が負担するいっさいの債務

3 連帯保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(休 学)

第29条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、連帯保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第30条 休学の期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

第31条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、許可を得て復学することができる。

(退 学)

第32条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(除 籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第15条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第29条に規定する休学年限を超えた者
- (3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の者

第7章 賞 罰

(表 彰)

第34条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

(罰 則)

第35条 本大学院の規則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第36条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表4のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第37条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当

額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第38条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

- (1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。
- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
 - (ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
 - (イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
 - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
 - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第39条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額
- (2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第9章 雑 則

(雑 則)

第40条 この規則に定めていない事項については、昭和音楽大学学則による。

(改 廃)

第41条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則 この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
- ただし、平成２２年度以前の入学者の教育課程については、それぞれ当該入学年度の大学院規則による
- また、第６条の規定にかかわらず、平成２３年度から平成２４年度までの収容定員は次のとおりとする。

	専攻名	平成２３年度	平成２４年度
音楽研究科	オペラ専攻	４	—
	器楽専攻	５	—
	音楽芸術表現専攻	１８	３６
	音楽芸術運営専攻	９	１２
	計	３６	４８

なお、（別表１）については、平成２２年度以前の入学者について適用する。

なお、（別表２）については、平成２３年度以降の入学者から適用する。

- 附 則 この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- また、第７条の規定にかかわらず、令和２年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和２年度
音楽研究科 （修士課程）	音楽芸術表現専攻	５３
	音楽芸術運営専攻	１２
	計	６５

- 附 則 この規則は、2021（令和３）年４月１日から施行する。
- 附 則 この規則は、2022（令和４）年４月１日から施行する。

(別表1) 教育課程

【音楽芸術表現専攻】

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
専門 科目	音楽芸術表現実技(ピアノ)①		4	
	音楽芸術表現実技(ピアノ)②		4	
	音楽芸術表現実技(弦管打)①		4	
	音楽芸術表現実技(弦管打)②		4	
	音楽芸術表現実技(電子オルガン)①		4	
	音楽芸術表現実技(電子オルガン)②		4	
	音楽芸術表現実技(声楽)①		4	
	音楽芸術表現実技(声楽)②		4	
	音楽芸術表現実技(作曲)①		4	
	音楽芸術表現実技(作曲)②		4	
	音楽芸術表現実技(指揮)①		4	
	音楽芸術表現実技(指揮)②		4	
	オペラ特別演習①		4	
	オペラ特別演習②		4	
	舞台表現テクニック研究Ⅰ		1	
	舞台表現テクニック研究Ⅱ		1	
	舞台発声研究(伊語)Ⅰ		1	
	舞台発声研究(伊語)Ⅱ		1	
	声楽アンサンブル特別研究Ⅰ		2	
	声楽アンサンブル特別研究Ⅱ		2	
	オペラ台本特別研究Ⅰ		1	
	オペラ台本特別研究Ⅱ		1	
	室内楽特別演習①		2	
	室内楽特別演習②		2	
	合奏特別演習①		2	
	合奏特別演習②		2	
	指導法特別演習		2	
	オーケストラ・スタディ特別演習①		2	
	オーケストラ・スタディ特別演習②		2	
	ピアノ伴奏研究①		2	
	ピアノ伴奏研究②		2	
	楽曲分析特殊講義		4	
	ピアノ実技演習①		3	
	ピアノ実技演習②		3	
	電子音響制作特別演習		2	
	舞台発声研究(仏語)Ⅰ		1	
	舞台発声研究(仏語)Ⅱ		1	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
専門 科目	舞台発声研究(独語)Ⅰ		1	
	舞台発声研究(独語)Ⅱ		1	
	課題研究Ⅰ(修士論文)		2	
	課題研究Ⅱ(修士研究)		1	
	課題研究Ⅲ(修士研究)		1	
	学外実習研究①		1	
	歌曲特別演習①		4	
	歌曲特別演習②		4	
	電子オルガン特別講義		2	
	録音制作特別演習①		2	
	録音制作特別演習②		2	

【音楽芸術表現専攻】

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通 科目	学外実習研究②		1	
	音楽と学術研究Ⅰ		1	
	音楽と学術研究Ⅱ		1	
	ピリオド演奏研究Ⅰ		2	
	ピリオド演奏研究Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅰ		2	
	作品研究特殊講義Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅲ		2	
	作品研究特殊講義Ⅳ		2	
	西洋音楽史研究Ⅰ		2	
	西洋音楽史研究Ⅱ		2	
	西洋音楽史研究Ⅲ		2	
	西洋音楽史研究Ⅳ		2	
	西洋音楽史特殊講義	2		
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅰ		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅰ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅲ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅳ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅴ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅵ		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽研究法基礎	1		
	海外特別研修①		1	
	海外特別研修②		1	
	原典講読研究Ⅰ		2	
	原典講読研究Ⅱ		2	
	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅰ		1	
	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅱ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅰ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅱ		1	
	実用日本語研究Ⅰ		1	
	実用日本語研究Ⅱ		1	
	日本語日本文化研究Ⅰ		1	
	日本語日本文化研究Ⅱ		1	
	日本語日本文化研究Ⅲ		1	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通 科目	実践日本語研究Ⅰ		1	
	実践日本語研究Ⅱ		1	
	実践日本語研究Ⅲ		1	
	実践日本語研究Ⅳ		1	
	実践日本語研究Ⅴ		1	

【音楽芸術運営専攻】

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
専門 科目	音楽芸術運営特別演習①	4		
	音楽芸術運営特別演習②	4		
	文化政策研究Ⅰ		2	
	文化政策研究Ⅱ		2	
	音楽芸術制作研究Ⅰ		2	
	音楽芸術制作研究Ⅱ		2	
	音楽芸術環境研究Ⅰ		2	
	音楽芸術環境研究Ⅱ		2	
	音楽療法文献講読研究Ⅰ		1	
	音楽療法文献講読研究Ⅱ		1	
	音楽療法上級実習Ⅰ（総合）		2	
	音楽療法上級実習Ⅱ（障がい児）		2	
	音楽療法上級実習Ⅲ（医療）		2	
	音楽療法上級実習Ⅳ（高齢者）		2	
	音楽療法技能特別演習Ⅰ（障がい児）		1	
	音楽療法技能特別演習Ⅱ（医療）		1	
	音楽療法技能特別演習Ⅲ（高齢者）		1	
	音楽療法技能特別演習Ⅳ（表現技能）		1	
	音楽療法指導研究		2	
	保健医療特殊講義		2	
	高齢者福祉特殊講義		2	
	障がい児教育特殊講義		2	
	記述統計特殊講義		2	
	推測統計特殊講義		2	
	音楽実技(ピアノ)Ⅰ		2	
	音楽実技(ピアノ)Ⅱ		2	
	音楽実技(弦管打)Ⅰ		2	
	音楽実技(弦管打)Ⅱ		2	
	音楽実技(電子オルガン)Ⅰ		2	
	音楽実技(電子オルガン)Ⅱ		2	
	音楽実技(声楽)Ⅰ		2	
	音楽実技(声楽)Ⅱ		2	
	課題研究Ⅲ(修士研究)		1	
	音楽芸術運営基礎演習		1	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通 科目	学外実習研究①	2	1	
	学外実習研究②		1	
	音楽と学術研究Ⅰ		1	
	音楽と学術研究Ⅱ		1	
	ピリオド演奏研究Ⅰ		2	
	ピリオド演奏研究Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅰ		2	
	作品研究特殊講義Ⅱ		2	
	作品研究特殊講義Ⅲ		2	
	作品研究特殊講義Ⅳ		2	
	西洋音楽史研究Ⅰ		2	
	西洋音楽史研究Ⅱ		2	
	西洋音楽史研究Ⅲ		2	
	西洋音楽史研究Ⅳ		2	
	西洋音楽史特殊講義		2	
	音楽指導論特殊講義		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅰ		2	
	音楽芸術と社会特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅰ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅱ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅲ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅳ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅴ		2	
	音楽マネジメント特殊講義Ⅵ		2	
	実践英語研究①		1	
	実践英語研究②		1	
	実践伊語研究①		1	
	実践伊語研究②		1	
	音楽研究法基礎		1	
	海外特別研修①		1	
	海外特別研修②		1	
	原典講読研究Ⅰ		2	
	原典講読研究Ⅱ		2	

科目 の 区 分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
共通 科目	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅰ		1	
	日本語文法とコミュニケーション研究Ⅱ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅰ		1	
	日本語と日本社会研究Ⅱ		1	
	実用日本語研究Ⅰ		1	
	実用日本語研究Ⅱ		1	
	日本語日本文化研究Ⅰ		1	
	日本語日本文化研究Ⅱ		1	
	日本語日本文化研究Ⅲ		1	
	実践日本語研究Ⅰ		1	
	実践日本語研究Ⅱ		1	
	実践日本語研究Ⅲ		1	
	実践日本語研究Ⅳ		1	
	実践日本語研究Ⅴ		1	

(別表2) 教育課程

【音楽芸術専攻】

科目の区分	領域	授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
必修科目	研究領域共通	博士研究指導	-		
		博士論文演習①	2		
		博士論文演習②	2		
選択必修科目	音楽芸術表現領域	博士特別表現研究①		2	
		博士特別表現研究②		2	
	音楽芸術運営領域	博士特別運営研究①		2	
		博士特別運営研究②		2	
選択科目	研究領域共通	音楽と学術研究特講		2	
		博士西洋音楽史特講Ⅰ		2	
		博士西洋音楽史特講Ⅱ		2	
		博士音楽美学特講Ⅰ		2	
		博士音楽美学特講Ⅱ		2	
		博士外国語原典研究特講Ⅰ		2	
		博士外国語原典研究特講Ⅱ		2	
		博士楽曲研究特講Ⅰ		2	
		博士楽曲研究特講Ⅱ		2	
		博士舞台芸術政策特講Ⅰ		2	
		博士舞台芸術政策特講Ⅱ		2	
		博士舞台芸術マネジメント特講Ⅰ		2	
		博士舞台芸術マネジメント特講Ⅱ		2	
		博士音楽療法特講Ⅰ		2	
		博士音楽療法特講Ⅱ		2	
		博士研究方法論特講		2	
		博士論文演習③		2	
	音楽芸術表現領域	博士特別表現研究③		2	
	音楽芸術運営領域	博士特別運営研究③		2	

(別表3)

	日本音楽療学会認定 音楽療法士資格取得開設科目	1 年次 選択
音 楽 療 法	音楽療法テクニック特別演習Ⅰ	1
	音楽療法テクニック特別演習Ⅱ	1
	音楽療法実践特別演習Ⅰ	1
	音楽療法実践特別演習Ⅱ	1
	音楽療法アンサンブル特別演習Ⅰ	1
	音楽療法アンサンブル特別演習Ⅱ	1
	音楽療法概説特殊講義	2
	音楽療法の理論と技法論特殊講義Ⅰ	2
	音楽療法の理論と技法論特殊講義Ⅱ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅰ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅱ	2
	音楽療法各論特殊講義Ⅲ	2
	医学一般特殊講義	2
	臨床医学各論特殊講義Ⅰ	2
	臨床医学各論特殊講義Ⅱ	2
	臨床心理学特殊講義Ⅰ	2
	発達心理学特殊講義	2
	音楽心理学特殊講義	2
	音楽基礎特別演習	2
	ハーモニー特別演習①	2
	楽式論特殊講義Ⅰ	2
	日本音楽概論特殊講義Ⅰ	2
	臨床心理学特殊講義Ⅱ	2
	障がい児教育概論特殊講義	2

音 楽 療 法	社会福祉概論特殊講義	2
	介護概論特殊講義	2
	ピアノ実技演習Ⅱ①	2
	声楽実技演習Ⅱ①	2
	器楽実技演習Ⅱ①	2
	ソルフェージュ特別演習	2
	合唱特別演習①	2
	指揮法特別演習	2
	楽式論特殊講義Ⅱ	2
	日本音楽概論特殊講義Ⅱ	2
	音楽美学特殊講義	4
	作曲・編曲法特別演習Ⅰ	2
	ポリフォニー特別演習	2
	コンピュータ音楽概論特殊講義	4
	民族音楽概論特殊講義Ⅰ	2
	民族音楽概論特殊講義Ⅱ	2
	日本古典芸能特別演習Ⅰ	1
	日本古典芸能特別演習Ⅱ	1
	日本古典芸能特別演習Ⅲ	1
	音楽教育メソッド実践特別演習Ⅰ	2
	音楽教育メソッド実践特別演習Ⅱ	2
	上級施設実習Ⅰ	2
	上級施設実習Ⅱ	2

(別表 4)

課 程	項 目	金 額（年額）	納入期限
修士課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する
	授業料	1,030,000円	当該年度の4月20日
	施設費	460,000円	
博士後期課程	入学金	200,000円	入学試験要項で指定する
	授業料	1,000,000円	当該年度の4月20日
	施設費	350,000円	
注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。			
注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を 次に掲げる期間内に納入することができる。 第1期 4月20日まで 第2期 9月25日まで			
注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または 延納をすることができる			